

一般社団法人 日本ボディアーティスト協会

法人会員規約

(目的)

第1条

この規約は、一般社団法人日本ボディアーティスト協会（以下協会という。）定款第5条に規定する会員について必要な事項を定める。

(会員)

第2条

協会の目的に賛同し入会した法人または団体で、協会の活動を支援する法人または団体を会員とする。法人会員は下記の3種とし、正会員については社員とする。

1. 個人正会員・・・社員総会で議決権を有する法人または団体。ただし、理事会で承認されなければならない。
2. 個人賛助会員・・・社員総会で議決権を有しない法人または団体
3. 名誉会員・・・社員協会の活動等に関して功労があった法人・団体及び個人を理事が推薦し、理事会で承認されなければならない。ただし、社員総会での議決権は有しない。

(法人会員代表者)

第3条

法人正会員または法人賛助会員の法人や団体を代表するものとして登録された者を法人会員代表者という。法人会員代表者は、その法人または団体を代表し、会員としての権利を行使する。また、社員総会への議決権の行使については、法人会員代表者が行い、これを行使できない場合については、法人会員代表者が指定するその法人または団体に属する者に代行させることができる。これを代行させる場合は、法人会員代表者は協会に申し出をし、議決権の行使については委任状を必要とする。

(入会)

第4条

協会に会員として入会しようとする者は、本規約第4条に定める入会金および年会費を納入しなければならない。名誉会員については入会金及び年会費の納入を要しない。

(入会金および年会費)

第5条

協会に会員として入会しようとする者は、入会金および年会費を納入しなければならない。

1. 協会の入会金および年会費は次の通りである。
 - ・法人正会員・・・入会金100,000円 / 年会費120,000円
 - ・法人賛助会員・・・入会金10,000円 / 年会費60,000円
2. 名誉会員は入会金および年会費は無料とする。
3. 入会金および年会費は、入会申し込み時に納入しなければならない。
4. 当該年度の10月以降に入会申し込みをした会員が納付する初年度の年会費の額は、第1項の年会費の1/2とする。
5. 2年目以降の年会費の納入は、各年度の3月までに納入するものとする。

(入会の不承認)

第6条

入会申し込みをした者が、以下の何れかに該当する場合は、その者の入会を承認しないものとする。

1. 過去に法令違反または本規約違反等で除名処分を受けたことがある場合

2. 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記又は記入漏れがある場合
3. 前項の他、承認することのできない事由が認められる場合

(義務)

第7条

1. 法人会員は協会の目的を遵守し、協会の活動を支援しなければならない。
2. 法人会員は毎年、本規約第4条に定める年会費を納入しなくてはならない。ただし、名誉会員については会費の納入を要しない。
3. 法人会員は登録内容に変更が生じた場合には、ただちに協会へ届け出なければならない。

(権利・義務の始期)

第8条

法人会員としての権利は、本規約第4条に定める入会金および年会費の納入が完了した時点で発生するものとする。

社員総会への参加及び議決権の行使については、毎年3月31日の時点で法人正会員であるもののみ、権利を行使できるものとする。

(会員譲渡の禁止)

第9条

法人会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買および担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

(私的利用の範囲外の利用禁止)

第10条

法人会員は、協会が承認した場合を除き、協会を通じて入手したいかなる情報を複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他私的利用の範囲を越えて使用することはできないものとする。また、第三者をして使用させることはできないものとする。

(会員資格の喪失)

第11条

個人会員は定款第8条および第10条の定めにより、次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

1. 協会に所定の退会届を提出したとき
2. 年会費を6か月以上滞納したとき
3. 法人または団体が解散したとき

(入会金および年会費の返還)

第12条

いかなる事由であっても、既に納入した入会金および年会費の返還は一切しないものとする。

(再入会)

第13条

1. 第10条により資格を喪失した者が再入会を希望し、協会がそれを認めたときは、再入会が認められるものとする。
2. 再入会に際しては、所定の入会金および年会費を改めて納入しなければならない。

(除名)

第14条

法人会員が定款第9条の規定により、本規定の条項等に違反したとき、協会に損害を与えたとき、または除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議により法人会員を除名することができる。

(本規約の改定)

第15条

本規定は、社員総会の承認を経て、改定することができる。

附則

この規定は、平成23年8月3日から実施するものとする。